

「玉川村の多彩な価値・魅力を活かした多様なワークスタイルサポート事業」業務仕様書

1 目的

玉川村では、令和6年度に「たまかわくらしサポートセンター(以下、「センター」という。)」を設立し、関係人口拡大や移住・定住促進をさらに力強く推し進めていく。

近年、核家族化や共働きの増加、デジタル技術の急速な普及等による社会情勢の急激な変化に伴い、地域やコミュニティ、家族、仕事等への考え方や関わり方といった価値観の多様化が加速している。玉川村では、既存の地域やコミュニティのあり方や行政と住民・地域外の人との関わり方にとらわれず、それぞれが自身の価値観に合わせた暮らし方を選択できる受け皿を、意識の面でも制度の面でも整備することで、ウェルビーイングな暮らしができる「選ばれる村」を目指すとともに、様々な価値観や暮らし方が融合することで新たなコミュニティの形成や強化とそれに伴う活動の活性化を促し、それらが地域活力向上の起爆剤となり、さらに新たなコミュニティや活動を生み出す好循環ができていることを目指している。

本事業では、玉川村の暮らしに密接に結びついている農業や自らのスキルを活かして地域事業者の課題解決に取り組む副業など、本村での多様なワークスタイルを提示し、本村との関わりシロを増やすとともに、地域内に新たな仕事を創出するベースをつくることを目的とする。

2 業務内容

(1)デュアル農家の育成支援

本村は、兼業農家を含めて農業を営む世帯数が全世帯数の3割となっており、農業が暮らしに密接に結びついている。一方で、農業経験がない転入者等が専業として農業を始めるには、技術の習得・機械の準備・収入を得られるようになるまでの年単位の必要期間など様々な課題があり高い壁となっている。

本業務においては、移住希望者等へ農業+ α のワークスタイルを提案するため、村内実践者の発掘と情報発信を行うとともに、村内農業者等のもとで農業を体験し、農業+ α のワークスタイルが実現できるかの検証を行う。

■業務内容

① ランディングページ(以下、「LP」という。)の作成

- ・事業の実施背景や事業概要、募集等の事業実施に必要な情報を掲載した本事業のLPを作成し、事業の進捗に併せて随時更新を行うこと。
- ・デザイン及び構成については、以下に留意すること。
 - a ページの訪問者に対して、玉川村の魅力を発信し、移住定住・二地域居住に興味・関心を高めるよう工夫すること。
 - b レスポンシブ Web デザインを採用し、PC、スマートフォン及びタブレット端末で閲覧しやすいものとする。
- ・LPは本業務終了後には、村職員等が更新できるような仕様とすること。
- ・LPは、玉川村移住ポータルサイト「たまかわくらす」からリンクさせるため、LPのバナーを作成すること。
- ・たまかわくらす HP
<https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/akiya/>
PowerCMS X version 3.22 を使用
- ・なお、たまかわくらす HP は令和6年度にリニューアルを実施する(別途プロポーザルを実施する

「たまかわくらしサポートセンター機能向上事業」において改修作業を実施)。

② 受け入れ先の開拓

- ・農業体験の受け入れ先を3か所以上確保すること
- ・受け入れ先は、農業が体験できる場所(畑や水田等)と農業を教えられる人をセットとして1か所と換算する。
- ・受け入れ先は、村内の農業法人や認定農業者、農業経験があり受け入れが可能と村が判断した農業者等を優先して選定し、村と協議の上決定する。
- ・受け入れ先には、体験者受け入れにあたり必要経費を支払うこと。

③ 体験者の募集・受入れ・サポート

- ・体験者の募集、申込みの受付は受託者が行い、体験者は村に報告・協議の上、決定すること。
- ・事業期間中に5組10名以上の体験者を確保すること。
- ・体験者は、移住または二拠点居住に興味がある村外在住者(県外在住者を優先する)とする。
- ・「+α」の仕事を手持っているテレワーカー等もターゲットに含めること。
- ・募集はLPを中心とし、SNSやチラシの配布等を有効に活用し、体験者数を確保できる広報活動を企画、実施すること。
- ・体験者と受け入れ先をマッチングし、体験の受入れ・体験中のサポート・体験後のフォローを実施すること。
- ・体験後は、体験者と受け入れ先双方にアンケートや聞き取りを実施し、村に報告すること。

④ スケジュール・開催時期

- ・冬季は農業体験が困難であること等を考慮し、計画的に実施すること。
- ・年間スケジュールを示し、適宜修正を行いながら進捗管理を行うこと。

⑤ 農業体験メニューの内容

- ・地域の農業の実情に合わせた体験メニューとすること。
- ・農業でも収入が得られることを体感できるものとする。
- ・季節等に応じた農作業を体験できるメニューとすること(全メニュー収穫のみ等は不可)。
- ・宿泊を伴う体験メニューも可とする(体験者への宿泊費、交通費の支給は認めない)。
- ・体験者が村内の暮らしをイメージできるよう、移住相談や村内案内と組み合わせること。

⑥ 農業+αの情報発信

- ・LPにおいて、「農業+α」の実践者のインタビュー等を通じて、本事業の体験者が村内での暮らしやワークスタイルを具体的にイメージできる情報発信を行うこと。
- ・「+α」の働き方(コワーキングスペースでのテレワークや村内事業者での副業・就業等)を具体的にイメージできる情報発信をすること。
- ・発信方法は、体験者の募集と効果的に連携し、SNS等も活用し、LPへの流入を図ること。

⑦ その他

- ・農業体験中の事故等に備えて保険に加入するなど必要な措置を講じること。なお、体験中の事故について村は一切責任を負わないものとする。
- ・体験者の自己負担額は自由提案とするが、金額は村と協議の上決定する。
- ・事業終了後も本村で農業体験を実施できるよう、本事業の実施スキームを整理し実績報告書に記載すること。
- ・本事業が村との委託に基づく公的事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努

めること。

- ・業務実施にあたっては、綿密に村との情報共有や打合せを行うこと。

(2)農ワーケーション実証事業

テレワークが定着しつつある中で、本村のテレワーク環境をPRしながら、豊かな自然を生かしたワーケーションを推進するため、農作業体験とテレワークを組み合わせた農ワーケーション実証事業を実施する。

業務の実施にあたっては、本事業が、農村地域における新たなビジネスの創出を図るとともに、交流・関係人口の拡大による農村地域の活性化つなげるものである点に留意すること。

■業務内容

① ランディングページ(以下、「LP」という。)の作成

- ・事業の実施背景や事業概要、募集等の事業実施に必要な情報を掲載した本事業の LP を作成し、事業の進捗に併せて随時更新を行うこと。
- ・デザイン及び構成については、以下に留意すること。
 - a ページの訪問者に対して、玉川村の魅力を発信し、移住定住・二地域居住に興味・関心を高めるよう工夫すること。
 - b レスポンシブ Web デザインを採用し、PC、スマートフォン及びタブレット端末で閲覧しやすいものとする。
- ・LP は本業務終了後には、村職員等が更新できるような仕様とすること。
- ・LP は、玉川村移住ポータルサイト「たまかわくらす」からリンクさせるため、LP のバナーを作成すること。

・たまかわくらす HP

<https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/akiya/>

PowerCMS X version 3.22 を使用

- ・なお、たまかわくらす HP は令和6年度にリニューアルを実施する(別途プロポーザルを実施する「たまかわくらしサポートセンター機能向上事業」において改修作業を実施)。

② 農ワーケーションモニタープランの企画

- ・村内でテレワークを実施し、リフレッシュとして村内の農業資源の魅力を感じられる農作業等を組み合わせたワーケーションプラン(以下、「プラン」という。)を企画すること。
- ・プランは 2 種類以上企画し、実施すること。
- ・プランの企画にあたっては、プランごとに企業、家族、個人等ターゲットを明確にし、それぞれ対象に合致したバリエーションを持たせた内容とすること。
- ・プランの期間は、原則2泊3日以上とすること。ただし、条件によっては1泊2日も可能とする。
- ・地域や季節に偏りを生じさせないこととし、プランの作成にあたっては村と協議の上決定すること。
- ・滞在期間中、村観光交流施設や食事等の場所への移動手段について明確にしておくこと。
- ・宿泊場所は、連泊ではなく、複数とすることも可能とする。
- ・滞在先は、無料 Wi-Fi やワークスペースなどが備わった宿泊施設が望ましいが、農村ならではの農ワーケーションを推進するためのモデル事業という点を鑑み、地域のコワーキングスペースの利用や農村ならではのワークスペースの提案など積極的に検討すること。

③ 参加者の募集・受入れ・サポート

- ・参加者の募集、申込みの受付は受託者が行い、参加者は村に報告・協議の上、決定すること。
- ・3組10人以上の参加者を確保し、受け入れること。
- ・農ワーケーションに関心のある県外の企業または個人、家族をメインターゲットとする。ただし、県内からの参加を拒むものではない。
- ・募集はLPを中心に行い、SNSやチラシの配布等を有効に活用し、参加者数を確保できる広報活動を企画、実施すること。
- ・参加者の受入れ・滞在期間中のサポート・滞後のフォローを実施すること。
- ・滞後は、参加者と村内協力事業者双方にアンケートや聞き取りを実施し、村に報告すること。

④ その他

- ・滞在中の事故等に備えて保険に加入するなど必要な措置を講じること。なお、滞在中の事故について村は一切責任を負わないものとする。
- ・参加者の自己負担額は自由提案とするが、金額は村と協議の上決定する。
- ・事業終了後も本村で農ワーケーションを実施できるよう、本事業の実施スキームを整理し実績報告書に記載すること。
- ・本事業が村との委託に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めること。
- ・業務実施に当たっては、綿密に村との情報共有や打合せを行うこと。

(3)1人多役福業たまかわ創出事業

テレワークと組み合わせて、地域で副業をするという働き方は、都市部のスキルがある人材(以下、「副業人材」という。)と地域をつなぎ、本村の関係人口の創出や将来的には二地域居住・移住にも繋がるのが期待される。

本事業では、地域に新たな仕事の創出と地域課題解決を目指し、村内事業者の困りごとや課題を切り出し仕事化(副業化)するために村内事業者をサポートするとともに、副業人材とマッチングすることで、仕事(副業)による関係人口の創出及び継続的な関係性構築を図る。

■業務内容

※本業務は、福島県ふくしまぐらし推進課が実施する「令和6年度パラレルキャリア人材共創促進事業業務(以下、「県業務」という。)」と連携して実施する。以下③に示すの「副業人材マッチング」業務は、「福島県副業人材マッチングサイト(以下、「県サイト」という。)」(<https://pro-fukushima.com/>)を利用すること。

(参考)「令和6年度パラレルキャリア人材共創促進事業業務」公募型プロポーザル

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025b/r6parallelcareer.html>

① ランディングページ(以下、「LP」という。)の作成

- ・事業の実施背景や事業概要、募集等の事業実施に必要な情報を掲載した本事業のLPを作成し、事業の進捗に併せて随時更新を行うこと。
- ・デザイン及び構成については、以下に留意すること。
 - a ページの訪問者に対して、玉川村の魅力を発信し、移住定住・二地域居住に興味・関心を高めるよう工夫すること。

b レスポンシブ Web デザインを採用し、PC、スマートフォン及びタブレット端末で閲覧しやすいものとする。

- ・LP は本業務終了後には、村職員等が更新できるような仕様とすること。
- ・LP は、玉川村移住ポータルサイト「たまかわくらす」からリンクさせるため、LP のバナーを作成すること。

・たまかわくらす HP

<https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/akiya/>

PowerCMS X version 3.22 を使用

- ・なお、たまかわくらす HP は令和6年度にリニューアルを実施する(別途プロポーザルを実施する「たまかわくらしサポートセンター機能向上事業」において改修作業を実施)。

② 村内事業者向け広報及びセミナー等の開催

- ・受託者は、本事業へ参加する村内事業者を募集するため、事業理解を深め参加を促すための広報(以下、「広報」という。)、副業人材受け入れのためのセミナーまたは個別説明(以下、「セミナー等」という。)を実施すること。
- ・広報及びセミナー等の実施については、村内事業者が対象であることを十分に理解し、玉川村商工会や玉川村観光物産協会等と連携するなど、村内事業者に広く届く手法を提案すること。
- ・セミナー等は、村内事業者の参加しやすい日時や手法を検討し実施すること。
- ・セミナー等の実施回数等は②の参加事業者数を達成するため、十分に必要な回数等を提案すること。
- ・広報及びセミナー等の実施にあたり、県業務受託者と連携して行うことは妨げない。

③ 参加事業者の募集・副業化サポート

- ・本事業に参加し、県サイトに副業を掲載する事業者数は3社以上とする。
- ・②の業務により本事業に参加意思を示した村内事業者について、事業者の困りごとや課題を聞き取り、県サイトに副業として掲載するためのサポートを行うこと。
- ・副業の内容及び報酬額については、毎度村と協議の上決定する。

④ 副業人材とのマッチング

- ・③の業務により、切り出した村内事業者の課題を副業人材とマッチングするため、県サイトに掲載する。
- ・県サイトへの掲載作業及び副業人材の募集は県業務受託者が行う。
- ・なお、副業人材の募集については、職業紹介事業者(職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)第4条の規定によるもの)である県業務受託者が行うため、本業務受託者において資格を有する必要はない。
- ・県サイトを通じて応募のあった副業人材と村内事業者のマッチングにおいて、副業人材選定のための面談等への同席により村内事業者をサポートすること。
- ・副業人材の個人情報と取り扱う場合には、事前に村及び県と十分に協議を行うこと。

⑤ 村内事業者の伴奏支援・フォロー

- ・③の業務においてマッチングした副業人材が、村内事業者と事業を進めるにあたって、村内事業者の伴奏支援を行うこと。
- ・副業終了後は、村内事業者にアンケートや聞き取りを行い、実施成果を確認するとともに、他の村内事業者にも事例として紹介できるよう課題の切り出しから副業完了までの報告書を作成

すること。

⑥ その他

- ・業務遂行に当たっては、本事業終了後も村内事業者及び村と副業人材が継続的な関係性を築けるよう、工夫すること。
- ・業務遂行に当たっては村と綿密な情報共有や打合せを行うこと。
- ・本業務は、県業務と十分なお連携が必要であるため、県業務の内容も十分に理解し提案すること。

⑦ 経費

- ・本業務の実施に必要な経費は全て委託料に含まれる。
- ・副業人材が行った業務に対して支給される報酬等については、本業務の予算内において、村と受託者が協議の上決定するものとする。なお、村内事業者においても負担することも可能とする。

3 履行期間

事業完了日:2025年3月25日までとする。

4 成果品

事業報告書 1部

5 必要事項の補充

本業務を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項で技術上当然必要と認められる事項は、受託者の責任で補充するものとする。

6 検査

本業務の成果品、関係資料、作業の実施状況について、玉川村は随時検査を行えるものとする。また、事業完了後であっても過失または疎漏等に起因する問題が生じた場合は、事業者の責任で速やかに対処するものとする。

7 完了

本業務は、運行報告書等、玉川村が必要と定める書類を提出し、玉川村の完了検査を受け、検査合格により完了とする。

8 その他

- ・本委託業務にあたり製作される成果物の著作権は村に譲渡するものとし、成果品については、村が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- ・受託者は、業務の遂行にあたり、村と適宜協議し、連絡調整を行うものとする。
- ・本仕様書に定めがない事項または仕様について生じた疑義等については村と受託者双方で協議の上、決定するものとする。